

**「被災宅地危険度判定士養成講習会」
受講のご案内**

滋賀県では、地震・降雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害状況を調査判定して現地にその危険度を表示すること等によって、二次災害を防止し住民の皆様の安全を図ることを目的とした「被災宅地危険度判定制度」の体制整備をすすめています。

現在滋賀県内に居住又は勤務される土木建築技術に関する一定の知識・経験のある方を対象に、被災宅地の危険度判定に関する制度・技能について理解いただくことを目的として、下記のとおり「被災宅地危険度判定士養成講習会」を開催します。

講習会を修了された方は、大規模な宅地災害発生時に知事の要請等に基づき、危険度判定活動に協力（強制ではありません）していただく「被災宅地危険度判定士」として認定登録（有効5年間）いたします。

講習会への参加及び「被災宅地危険度判定士」の登録につきまして、皆様のご協力をお願いします。

記

主 催： 滋賀県（土木交通部住宅課）

開 催 日 時： 平成29年 1月11日（水） 14時00分～17時00分
（受付は、13時30分から行います。）

開 催 会 場： 滋賀県庁 新館7階大会議室

受 講 資 格： 滋賀県内に居住又は勤務される、別添「判定士資格要件一覧表」の記号ア～スの資格要件に該当する方

受 講 料： 無料（但し、登録申請用写真等は受講者で用意してください）

申 込 方 法： 受講希望者は、「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、滋賀県土木交通部住宅課まで申込をお願いします。（メールおよびFAX：可）
申込手続きが、完了次第、登録申請書等の書類を送付致します。

申 込 締 切： 平成28年11月25日（金）

問 合 せ 先： 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県土木交通部住宅課 宅地係 寺田
TEL：077-528-4240
FAX：077-528-4911
Email：terada-naoki@pref.shiga.lg.jp

※受付番号

滋賀県被災宅地危険度判定士養成講習会 受講申込書

滋 賀 県 知 事 様

被災宅地危険度判定制度に協力したいので、下記のとおり、被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を申し込みます。

受講する講習会

開催日時
開催地（会場）

平成 29 年 1 月 11 日（水）14 時 00 分開講
滋賀県庁 新館 7 階大会議室
（大津市京町 4-1-1）

ふりがな 氏 名		昭和 年 月 日生	
居住地		TEL ()	
勤務 地	名 称		
	所在地	TEL ()	

※本講習会は滋賀県内に居住又は勤務しておられる方以外は受講できません。
 ※勤務先名称欄には所属部課名も記入してください。
 ※以下の該当する欄に○を記入して下さい。

判定士資格要件

① 滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号該当（判定士資格要件一覧表の記号ア～ク該当）	
② 滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第2号該当（判定士資格要件一覧表の記号ケ該当）	
③ 滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第3号該当（判定士資格要件一覧表の記号コ該当）	
④ 滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第4号該当（判定士資格要件一覧表の記号サ～ス該当）	

注）下記②の更新登録に該当する方は、本欄（判定士資格要件）の記入は必要ありません。

被災宅地危険度判定士登録の新規・更新の別

① 新規登録	
② 更新登録（平成22年度に被災宅地危険度判定士養成講習会の登録を受け今回の講習会受講により登録の更新を希望していただく方）	

受講申込書裏面

「被災宅地危険度判定士養成講習会申込書」記入上の注意

- 1 「受付番号」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 2 各欄の記入手順
 - (1) 「氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。
 - (2) 「居住地」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡のとることができる所）を記入して下さい。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入して下さい。携帯電話等は、なるべく避けるようお願いします。
 - (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地を記入して下さい。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入して下さい。